

EU 競争法違反リスクと

日系企業の流通取引・契約ノウハウ

～知らずに違反して厳しい制裁金を科される前に～

しばさき よういち 弁護士 ニューヨーク州弁護士
講師 柴崎洋一 氏 Brussels 弁護士会アソシエイトメンバー 個人情報保護士

日時 2021年7月13日（火）午後1時30分～午後4時30分

■このセミナーは Zoom でご受講いただけます。お申し込み後に詳細をメールでお送りします。

2018 年 EU は顧客が商品又はサービスを購入する場合、国籍、住所もしくは所在地により異なる条件のアクセスを提供してはならないというジオ・ブロックリング規則を制定した。欧州の一部（又は全部）をテリトリーに含み又は欧州市場に影響を与える Distributor 契約、供給契約、OEM 契約、Agency 契約、委託生産、共同生産/販売契約、情報交換・共同開発契約、JV 契約等には EU 競争法が適用されるとする判例法はさらに進化している。これらの契約は EU 競争法、販売店保護法、準拠法、管轄の合意、仲裁管轄に関係する EU 法が関係する場合が多いが、今回は上記の契約を主に競争法と知財の観点から解説する。

1. 制裁金の事件の増加

ここ数年くらいの間に欧州委員会が流通関係の競争法違反で多額の制裁金を課した会社には下記の会社が含まれる。
Guess (約 52 億円、2018)、パイオニア (約 13.5 億円、2018)、デノン/マランツ (約 10 億円、2018)、アサス (約 85 億円、2018)、フィリップス (約 40 億円、2018)、サンリオ (約 8 億円、2019)、ナイキ (約 17 億円、2019)、NBC ユニバーサル (約 19 億円、2020)、バンダイ・ナムコ (約 4,500 万円、2021)、カプコン (約 5,000 万円、2021)、Focus Home (約 3 億 8,000 万円、2021)、Zen Max (約 2 億 2000 万円、2021)、Koch Media (約 1 億 3,000 万円、2021)。上記以前においても川崎モーターズ、コニカ、パイオニア、松下電器、ファナック、東芝、任天堂、日本特殊陶業、ヤマハ等の日系企業が流通関係の EU 競争法違反で制裁金を課されている。

2. 競争法違反の契約条項の場合契約外の違反行為より事実上重い制裁金が課される

実際に違反行為の行われた期間に相当する売上に 8% 程度の係数をかけた金額が制裁金となるが、契約条項が違法の場合、契約締結から終了までの年数が掛け算される。

3. 契約の無効と損害賠償

EU 競争法違反の契約は無効で、損害賠償請求に際し競争当局は被害者に情報を提供する。

4. EU 競争法の特異性

流通分野の競争法は、米国や日本の競争法とは顕著に異なっているが誤解が多い。（例）

- ・独占的販売権を与えればその販売店のテリトリー外の販売禁止ができるという誤解
- ・契約により EU 加盟国間又は加盟国外からの輸入制限ができるという誤解
- ・知財の場合も同じルールであるという誤解
- ・競争品取扱禁止条項は、5 年しか使えない、という誤解
- ・認定販売店制度のメリットが日系企業には知られていない
- ・インターネットや online market place の販売制限のリスク
- ・OEM や製造物供給契約等に基づく開発行為の分担で問題になる契約条項
- ・契約締結後に欧州委免除規則の条件を満たさなくなった場合のメンテ
- ・相手方が（潜在的）競争者の場合の特則について
- ・生産技術ではない意匠、デザイン、ソフトウェア等を実施許諾する場合又は販売権のみを実施許諾する場合ライセンス契約に関するルールが適用されるとの誤解
- ・競争者との情報交換

～質疑応答～

【講師紹介】柴崎洋一（しばさき よういち）氏 （弁護士、ニューヨーク州弁護士、Brussels 弁護士会アソシエイトメンバー、個人情報保護士） shibasaki.law@gmail.com 080-4326-4114
欧州の首都ブリュッセルで 30 年超 EU 法（特に競争法、個人情報保護規則、各種契約及びコンプライアンス）の実務を行った。会計や経済学にも造詣有り。2009 - 2015, パートナー、DLA バイパー、ブリュッセル（2016 - 2018 カウンセル）。2002 - 2008, パートナー、リンクレータース、ブリュッセル。1996 - 2001, パートナー、デバント、ヴァンヘッケ、ラガー（後にリンクレータースと合併）。1990 - 1996, パートナー、クリアリー、ゴットリーブ、ステイーン&ハミルトン、ブリュッセル。ルーヴァン大学講師（1987-1988 年）、同大学客員教授（1990-1991 年および 1993 年）、ESAL Management School（1993 年-1996 年）客員教授。プランパン、レナーツ、ギーンズ、エンゲレス、ピーターズ、ウィックカート、ワウターズ、ヴァン・カルスター各（元）教授とも交流。
※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

主催 金融財務研究会
<https://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog : [https:// www.kinyu.co.jp/blog/](https://www.kinyu.co.jp/blog/)



開催日

2021年7月13日(火)
13:30~16:30

本セミナーは Zoom で開催いたします。
インターネットに繋がるパソコンがあれば、どこでも受講できます。
参加費をお振込いただいた後に、メールで詳細をお送りいたします。

参加費

1名につき35,500円
(消費税、参考資料を含む)
1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき30,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

金融財務研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリンヒルビル
TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申込いただけます。折り返し、請求書を郵送致します。参加費ご入金後にご参加方法の詳細をメールでお送りいたします。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)又当日ご参加になれなかった場合、当社の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内をお願いいたします。)

ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)金融財務研究会

三菱UFJ銀行 本店	1642356	三井住友銀行 本店営業部	7397637
三菱UFJ信託銀行 本店	2818151	みずほ銀行 東京営業部	1427715
三井住友信託銀行 本店営業部	2993982	りそな銀行 東京営業部	1693669

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

EU 競争法違反リスクと
日系企業の流通取引・契約ノウハウ

【Zoom】 7/13

参加申込書

FAX 03-5695-8005

2021年 月 日

【ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい】 *セミナーコード 1303(Law-k211303)	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail		
	参加者ご氏名	〒	部課名	
	〃		〃	
	〃		〃	
	〃		〃	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。